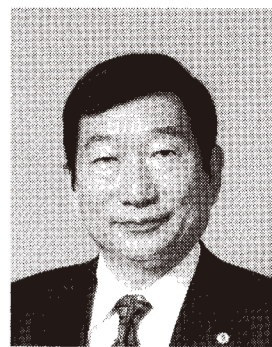


# 最高裁判所裁判官国民審査公報

## 高知県選挙管理委員会



最高裁判所判事  
やま もと つね ゆき  
**山本庸幸**  
昭和二十四年九月二十六日生

### 略歴

福井県生まれ。父の転勤に伴い、富山県、神戸市、福井県、名古屋市に居を移し、愛知県立旭丘高等学校を経て、京都大学法学部を卒業（昭和四八年）

昭和四七年 八月 国家公務員採用上級試験甲種（法律職）合格  
四八年 四月 通商産業省（現在の経済産業省）入省  
六〇年 五月 特許庁総務部総務課工業所有権制度改正審議室長

平成 元年 六月 内閣法制局参事官  
六年 七月 通商産業省生活産業局繊維製品課長  
八年 五月 日本貿易振興会本部企画部長

一〇年 七月 内閣法制局第一部中央省庁等改革法制室長  
一一年 八月 内閣法制局第四部長 以後、第二部長、第三部長、第一部長を経る

一八年 四月 東京大学公共政策大学院客員教授を兼務  
二〇年 四月 早稲田大学大学院法務研究科客員教授を兼務  
二二年 一月 内閣法制局長  
二三年 二月 内閣法制局長官  
二五年 八月 最高裁判所判事

### 最高裁判所において関与した主要な裁判

一 平成二六年三月二四日 第二小法廷判決  
電機メーカーの労働者が過重な労働によって鬱病を発症し、それが悪くなったときの損害賠償額を定めるに当たり、労働者が自らの精神的健康の情報を使用者に申告しなかったことを理由に直ちに損害賠償額を減額してはならないとした（全員一致）。

二 平成二六年三月二八日 第二小法廷決定  
ゴルフ倶楽部会員が、同倶楽部に入会する際に暴力団関係者を同伴しない旨を誓約していた事情等があるにもかかわらず、同伴者が暴力団関係者であることを申告せずゴルフ場の施設利用を申し込み、施設を利用させるのは、詐欺罪に当たるとした（全員一致）。

三 平成二六年六月一三日 第二小法廷判決  
当時の厚生労働行政一般に対する不満等を募らせ、憤りを強めて具体的な殺害計画を立て、元厚生事務次官及びその妻を包丁で数回突き刺して殺害し、別の元厚生事務次官の妻に対し同様に突き刺すなどしたが殺害の目的を遂げなかった等の事案につき、死刑の科刑は、やむを得ないものとした（全員一致、裁判長）。

四 平成二六年一月二六日 大法廷判決  
平成二五年七月二一日施行の参議院議員通常選挙の投票価値の不均衡が争われた事案において、国会の裁量権の限界を超えるものとはいえず憲法に違反するものではないとする多数意見に対し、一票の価値の平等は唯一かつ絶対的な基準であるべきとの観点から反対意見を述べた。また、違憲ではあるがその影響の大きさに鑑み事情判決の法理により無効とはせず違法の宣言にとどめるとする他の反対意見に対しても、違憲と判断した以上はこれを無効にすべきとの観点から投票の価値が〇・八を下回る選挙区についてのみ無効とし、残る議員で院を構成して一票の価値を平等とする選挙法の制定を促すべきとする意見を述べた（反対意見）。

### 裁判官としての心構え

三権の一翼を担う司法権の重要性を認識しつつ、その最終審である最高裁判所の裁判官として、まず何よりも当事者の主張に虚心に耳を傾け、これまでの四〇年余にわたる行政と法令審査の経験を元に、公平かつ公正で妥当な解決を目指していきたいと考えております。  
その際、日本国憲法その他の法令の規定を尊重し、法治国家の実が上がるよう、かつ、国民の自由と権利が最大限に尊重されるよう全力を尽くしていきたいと思っております。



最高裁判所判事  
やま さき とし みつ  
**山崎敏充**  
昭和二十四年八月三十一日生

### 略歴

大阪府八尾市生まれ。地元の小学校、私立灘中学校、灘高校を経て、東京大学法学部を卒業

昭和五〇年 四月 判事補任官  
東京地裁、最高裁判政局、同広報課、那覇地家裁石垣支部・平良支部等で勤務  
六〇年 四月 判事任官

最高裁判調査官、最高裁人事局課長、東京地裁判事（部総括）、最高裁秘書課長兼広報課長を務める。

平成一四年 九月 最高裁人事局長  
一九年 一月 最高裁事務次長  
二〇年 一月 千葉地裁所長  
二一年 一月 最高裁事務総長  
二四年 三月 名古屋高裁長官  
二五年 七月 東京高裁長官  
二六年 四月 最高裁判事

### 最高裁判所において関与した主要な裁判

一 平成二六年七月二九日 第三小法廷判決  
産業廃棄物の最終処分場から有害な物質が排出された場合にこれに起因する大気や土壌の汚染、水質の汚濁、悪臭等により健康又は生活環境に著しい被害を直接的に受けるおそれのある者は、当該最終処分場を事業の用に供する施設としてされた産業廃棄物等処分業の許可処分が無効確認等を求めるにつき法律上の利益を有する者として、その無効確認等を求める訴訟における原告適格を有する（全員一致）。

二 平成二六年一〇月二八日 第三小法廷判決  
違法な無限連鎖講（いわゆるネズミ講）に該当する金銭の出資及び配当の事業を行って破綻した会社の破産管財人が、破産手続の中で損失を受けた会員を含む破産債権者への配当を行うなど適正かつ公平な清算を図ろうとして、その事業による配当を受けた会員に対して配当金の返還を求めたのに対し、配当金の給付が不法原因給付に当たるとしてその返還を拒むことは、信義則上許されない（全員一致）。

三 平成二六年一月二六日 大法廷判決  
平成二五年七月に行われた参議院議員通常選挙当時、選挙区間における投票価値の不均衡は、平成二四年法律第九四号による改正後も違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったが、同選挙までの間に更に定数配分規定の改正がされなかったことをもって国会の裁量権の限界を超えるものとはいえず、当該規定が憲法に違反するに至っていないとはいえない。

参議院議員の選挙制度における投票価値の平等の要請や国政の運営における参議院の役割等に照らせば、できるだけ速やかに、現行の選挙制度の仕組み自体の見直しを内容とする立法的措置によって違憲の問題が生ずる前記の不平等状態が解消される必要があるというべきである（多数意見、補足意見付加）。

### 裁判官としての心構え

社会が高度化し、複雑化するにつれ、裁判所が扱う訴訟その他の事件は、ますます多様になり、また、困難の度合いを増しています。そうした事件を最終審として担当する最高裁判事の責任は重く、任命されてから半年余りの経験でも、その職責の大きさと困難さをひしひしと感じます。これまで第一審の裁判に携わるなかで、常に中立公正な立場に立って、当事者の声によく耳を傾けることを心掛けてきました。最高裁判所においても、裁判官としての基本的な姿勢は変わりませんが、それぞれの事件の背景や社会的意味をしっかりと汲み取り、熟慮を重ねて適正な判断に到達したいと考えています。

# 投票日…12月14日（日）

# 国民審査をお忘れなく！

○投票時間は、午前7時から午後8時までです。（一部の地域を除く。）  
○投票日に投票にいけない人は、期日前投票をしましょう。各市町村の選挙管理委員会で午前8時30分から午後8時まで受付しています。